

川越市健康づくり推進協議会条例

平成二十六年六月二十五日

条例第四十六号

(設置)

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第二項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に規定する市町村食育推進計画の策定その他市民の健康づくりの推進に関する事項について協議するため、川越市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 保健医療関係団体の代表者
- 三 社会福祉関係団体の代表者
- 四 健康づくり推進活動を行う団体の代表者
- 五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、川越市保健所健康づくり支援課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。